

○和歌山県開発審査会条例

昭和45年3月30日

条例第20号

改正 平成12年3月27日条例第50号

平成15年3月14日条例第12号

平成28年3月24日条例第12号

和歌山県開発審査会条例を次のように定める。

和歌山県開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、和歌山県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(平28条例12・一部改正)

(組織等)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(平12条例50・平28条例12・一部改正)

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及び3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平28条例12・一部改正)

(審査会の庶務)

第5条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

(平15条例12・一部改正)

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

(罰則)

第7条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平28条例12・追加)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第50号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月14日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 県の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた県の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る県の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(和歌山県開発審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の和歌山県開発審査会条例第2条第4項から第6項まで及び第7条の規定は、この条例の施行の際現に在任する和歌山県開発審査会の委員について、その任

期が満了するまでの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。